

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在のB会社C店に雇用され、農産職員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、同店の農産作業場において、カッターにより右手中指を切り負傷した。

同日Dクリニックで「右第3指挫傷、末梢神経障害」、同月〇日E診療所で「右中指切創、複合性局所疼痛症候群」、同年〇月〇日Fクリニックで「右第3指切創、右手拘縮」、同年〇月〇日G病院で「右第3指切創後複合性局所疼痛症候群」と診断され療養していたところ、平成〇年〇月〇日、H所在のI病院に受診し、「頸椎症性神経根症、カウザルギー（CRPS）」と診断された。

請求人は、監督署長にI病院に係る療養補償給付（移送費）の請求（第1回目）をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、これを不服として再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決でこれを棄却した。

その後、請求人は、監督署長に対し、引き続きI病院へ通院した平成〇年〇月から平成〇年〇月までの療養補償給付（移送費）の請求（第2回目）をしたとこ

ろ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決でこれを棄却した。

請求人は、J所在のK病院に転医し、監督署長に対し、K病院への平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの通院に係る療養補償給付（移送費）の請求（今回請求）をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人のK病院への通院費が労災保険法第13条で定める療養補償給付（移送費）と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）当審査会においては、請求人が当初通院していたL病院からI病院へ転医したことについて、前々回及び前回の裁決書において、医師による指示ではないこと、また請求人の居住地又は勤務地と同一の市町村内には請求人の傷病の診療に適した整形外科を診療科目とする労災指定医療機関が数多く存在していること等を理由に、通院費用に係る療養補償給付の対象とはならない旨の判断を示したところである。

（2）この度、請求人は、さらにI病院からK病院に転医したことについて、M医

師による平成〇年〇月〇日付け診断書（以下「M医師診断書」という。）を提出し、K病院への転医は本人の希望ではないことの根拠である旨主張する。

当審査会としては、上記（１）のとおり、そもそも当該診断書を書いた医療機関への通院に係る移送費も認められないと判断しているものであり、そこからさらに転医したことによる移送費については、当該診断書の内容にかかわらず、政府が必要と認める移送の範囲に該当するとは判断できないものである。

（３）当審査会の判断は、以上のとおりであるが、請求人は、M医師診断書のほか、N医師による平成〇年〇月〇日付け診断書（以下「N医師診断書NO. 1」という。）及び平成〇年〇月〇日付け診断書（以下「N医師診断書NO. 2」という。）を提出して、K病院への転医が医師の指示である旨を強く主張していることから、当審査会においては、請求人の主張を踏まえ、請求人提出の各診断書についても一応検討した。すると、M医師診断書及びN医師診断書NO. 2には、N医師診断書NO. 1を訂正する旨の明確な記載はなく、一方、N医師診断書NO. 1には、K病院への転医について、本人の希望であること及びその理由（本来の主治医がKへ移ったこと）が明確に記載されていることから見て、I病院からK病院への転医についても、医師の指示であったとは認められないと判断せざるを得ないものであることを念のため付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。